

第5期 伊達市障がい福祉計画

2018年度（平成30年度）～2020年度

（案）

【 概 要 版 】

北海道伊達市

目 次

第1章	計画の概要	1
第2章	計画の目標	1
第3章	成果目標値の設定	2
第4章	自立支援給付サービスの整備	3
第5章	障がいのある子どもに対するサービスの整備	7
第6章	地域生活支援事業の実施に関する事項	9
第7章	計画の推進	11

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

「第5期伊達市障がい福祉計画」は、第4期までの計画の実績等を勘案するだけでなく、「市町村障害児福祉計画」としての内容も盛り込みながら、必要な障害福祉サービスや相談支援等を数値目標として設定し、計画的に提供するために策定するものです。

2 計画の位置付け

この障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20（2018年（平成30年）4月1日施行）に基づくもので、国が策定する「基本指針」や北海道が策定する「第5期北海道障がい福祉計画」、「伊達市第六次総合計画」などとの整合性を図るものとします。

3 計画期間

2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間とします。

第2章 計画の目標

1 基本目標

- ①お互いを尊重し合えるまちづくり
- ②日常生活や社会生活を営むための支援と社会参加の促進

2 基盤整備の方針

- ①民間との協働
- ②ネットワークの構築

注：計画における年及び年度の表記については、計画期間中の2019年（平成31年）から新元号に変わる予定であることから、和暦と西暦を併記いたします。ただし、国や北海道の表記は、原文のまま掲載いたします。

第3章 成果目標値の設定

2020年度末までの目標値。障害者総合支援法に基づく国の「基本指針」及び北海道の「第5期北海道障がい福祉計画」の目標値に準じて設定しています。

<p>① 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>…施設退所や病院退院により、グループホームや一般住宅など地域へ生活の場を移すこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活への移行者数：7人（2016年度(平成28年度)末福祉施設入所者数71人の9%） ・福祉施設の入所者数：69人（2016年度(平成28年度)末時点の71人から2%の減）
<p>② 福祉施設から一般就労への移行</p> <p>…生活介護や就労継続支援などの福祉施設の利用から一般企業等への就労に移ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行者：12人 (2016年度(平成28年度)移行者8人の1.5倍)
<p>③ 地域生活支援拠点の整備</p> <p>…地域で生活する障がい者の重度化・高齢化や「(介護する)親亡き後」などを見据え、相談窓口や緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくりなど生活支援のために必要な機能を集約した拠点を整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1か所
<p>④ 障がい児支援の提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 【新】・保育所等訪問支援事業所数：1か所 …集団生活適応訓練など障がい児本人への支援のほか、保育所や小学校などに訪問して当該児童だけでなく同じクラスの児童を含めた支援方法の指導など当該スタッフに対する支援も行う事業所。 【新】・医療的ケア児に関する保健、医療、保育等関係機関が連携を図るための協議の場：1か所
<p>⑤ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 【新】・保健、医療、福祉関係者による協議の場：1か所

※【新】の項目は、第5期計画で新たに設定した目標値です。

第4章 自立支援給付サービスの整備

(1) 訪問系サービス

現在のサービス利用者数を基礎として、退院可能者数を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数、今後、介護保険制度の利用が見込まれる者等を見込んだ上に、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して、サービス量の見込みを定めます。

安定したサービス提供体制を確保することが求められることから、今後の制度改正等や国の動向を見極め、事業者への適切な情報の提供と支援を行います。

居宅介護	入浴や排せつ、食事の介護、家事援助等、居宅での生活において必要な支援を行います。
重度訪問介護	居宅での入浴や排せつ、食事の介護等及び外出時の移動中の支援を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者や障がい児の外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護等を行います。
行動援護	外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
重度障害者等包括支援	居宅介護や日中活動等の障害福祉サービス、その他生活全般を包括的に支援します。

(2) 日中活動系サービス

現在のサービス利用者数や過去の利用実績推移を踏まえるとともに、可能な限り利用者の障がいの状態や希望に沿った利用ができるような必要量と事業所定員などの現実的な受入れ態勢を勘案して必要量を見込みます。

このサービスは、自立や就労を目指した訓練や地域での社会参加の場として重要なサービスであり、安定したサービスの提供には事業者の経営基盤の強化が重要であることから、適切な情報提供や支援を行い、基盤整備を促進します。

①療養介護	病院等において、主に日中に機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
②生活介護	主に日中に障害者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護等や、創作的活動又は生産活動の機会の提供、機能訓練等を行います。
③自立訓練 (機能訓練)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーションや家事の訓練等のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。
④自立訓練 (生活訓練)	食事や家事等、日常生活能力を向上するための支援のほか、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等のサービス機関との連絡調整等の支援を行います。
⑤宿泊型自立 訓練	自立した日常生活を営むことができるよう、居室その他の設備を利用しながら、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練などを行います。
⑥就労移行支 援	就労を希望する人に、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を一定期間の支援計画に基づいて行います。
⑦就労継続支 援(A型)	雇用契約に基づいて、事業所内において就労の機会を提供するとともに、これらを通じて一般就労に必要な知識・能力が高まった方へ、一般就労への移行の支援を行います。
⑧就労継続支 援(B型)	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供します。工賃の支払目標水準を設定し、額のアップを図り、これらを通じて知識・能力が高まった方へ、就労への移行の支援を行います。
⑨就労定着支 援	就労継続支援などを利用して一般就労した障がい者の就労継続を図るため、就労に伴う生活面の課題について企業や関係機関との連絡調整をするほか、直接本人へ助言や指導などにより、解決へ向けての支援を行います。
⑩短期入所	居宅において、その介護を行う者が病気になったときなどに、短期の入所による入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

(3) 居住系サービス

現在のサービス利用者数を基礎として、退院可能者数を含め新たにサービス利用が見込まれる者の数を見込んだ上に、障がい者のニーズ等を踏まえて見込んだ一人当たりの利用量を乗じた量を勘案して、サービス量の見込みを定めます。安定したサービスの提供には事業者の経営基盤の強化が重要であり、適切な情報提供や支援を行い、基盤整備を促進します。

①自立生活援助	施設入所やグループホームから一人暮らしを希望する方に、一人暮らしに必要な理解力や生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や電話等による随時の対応をすることにより必要な支援を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場において、夜間や休日に相談のほか、入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。
③施設入所支援	施設に入所している方へ、夜間や休日に入浴や食事、排せつなど日常生活上の支援を行います。

(4) 相談支援

障害福祉サービス及び地域相談支援の過去の利用実績の推移等を勘案して、利用者数の見込みを定めます。

地域移行支援については、福祉施設の入所者及び入院中の精神障がい者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めます。

地域定着支援については、地域における単身の障がい者の数、家族の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、地域生活への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを定めます。

①計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する方に対して、指定特定相談支援事業者が、全体プラン（サービス等利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援をします。
②地域移行支援	施設や病院から地域生活に移行する際に、住居の確保、各種相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
③地域定着支援	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、訪問などの対応を行います。

【実績及び必要見込量】

	第4期計画（実績）			第5期計画（見込量）			単位
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度	
(1) 訪問系サービス							
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	3,778	3,519	3,519	3,500	3,500	3,500	時間/月
(2) 日中活動系サービス							
①療養介護	8	8	8	8	8	8	人/月
②生活介護	156	158	160	162	164	166	人/月
③自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	人/月
④自立訓練(生活訓練)	8	5	4	8	8	8	人/月
⑤宿泊型自立訓練	10	10	11	14	13	12	人/月
⑥就労移行支援	11	13	10	12	14	16	人/月
⑦就労継続支援(A型)	31	39	37	45	45	45	人/月
⑧就労継続支援(B型)	125	137	145	167	175	175	人/月
⑨就労定着支援	※平成30年度導入サービスのため、実績無し			5	7	9	人/月
⑩短期入所	3	4	3	6	6	7	人/月
(3) 居住系サービス							
①自立生活援助	※平成30年度導入サービスのため、実績無し			7	7	8	人/月
②共同生活援助(グループホーム)	158	162	165	167	170	173	人/月
③施設入所支援	74	73	74	73	71	69	人/月
(4) 相談支援※1							
①計画相談支援	443	468	470	475	484	494	人
②地域移行支援	0	4	2	2	3	4	人
③地域定着支援	26	30	30	34	40	45	人

※ 2017年度（H29年度）実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値。

※1 計画相談支援の対象者が全ての障害福祉サービス等利用者であることから、実績及び見込量については、計画相談支援の支給決定人数を計上しています。

第5章 障がいのある子どもに対する

サービスの整備

1 障害児相談支援

障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童・保護者に対して、指定特定障害児相談支援事業者が、全体プラン（障害児支援利用計画）を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。
---------	---

2 障害児通所支援

①児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練を提供します。
②医療型児童発達支援	障がい児の日常生活における基本動作や知識技能の習得、集団生活への適応など、身体や精神の状況などに応じ、適切で効果的な指導や訓練の提供や治療を行います。
③放課後デイサービス	学校通学中の障がい児が、放課後や夏休みなどの長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に受け、学校教育とあわせた自立を促進するとともに、放課後などの居場所づくりを提供します。
④保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
⑤居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児の自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。

【実績及び必要見込量】

	第4期計画（実績）			第5期計画（見込量）			単位
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度	
1 障害児相談支援 ※1							
	85	130	130	133	166	208	人
2 障害児通所支援							
① 児童発達支援	44	51	59	68	75	82	人/月
② 医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人/月
③ 放課後デイサービス	28	49	55	64	78	93	人/月
④ 保育所等訪問支援	0	0	0	0	1	2	人/月
⑤ 居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	0	0	人/月

※ 2017年度（H29年度）実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値。

※1 計画相談支援の対象者が全ての障害福祉サービス等利用者であることから、実績及び見込量については、計画相談支援の支給決定人数を計上しています。

3 障がいのある子どもに対するサービスの方策

障がい児の療育のため、保育、教育、子ども分野と連携するとともに、今後の制度改正等や国の動向を見極め、事業者への適切な情報提供と支援を行うことで、安定したサービス提供体制を確保します。

第6章 地域生活支援事業の実施に関する事項

1 地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業	障がいのある方などが日常・社会生活を営む上で生じる物理的・心理的なバリアをなくすため、地域社会の住民に対して、研修や啓発を行います。
②自発的活動支援事業	障がいのある方が自立した生活を営むことができるよう、障がいのある方やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
③相談支援事業	障がいのある方などからの相談に応じ、情報の提供等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の必要な援助を行います。 本市では、この事業を2006年（平成18年）10月から身体・知的・精神の三障がいに対応する指定特定（一般）相談支援事業者に委託して実施しています。
④成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に必要な、申立てに要する経費や後見人等の報酬を助成する事業です。
⑤意思疎通支援事業	聴覚や言語機能音声機能などの障がいなどのために意思疎通を図ることに支障がある方の意思疎通を支援しています。 利用者数は、現在の登録者数を継続して見込んでいます。
⑥日常生活用具給付等事業	障がいがある方などであって、日常生活用具を必要とする方へ、給付又は貸与することなどにより、日常生活の便宜を図る事業で、過去3年間の給付実績、近年の利用の伸びなどを勘案して推計します。
⑦移動支援事業	移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業で、現在の利用量に障害福祉サービスの同行援護及び居宅介護の伸びを勘案して推計します。
⑧地域活動支援センター事業	障がいのある方の地域生活支援の促進を図ることを目的に、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う事業です。 本市では、2006年（平成18年）10月から市内3か所で実施していましたが、現在休止中となっています。
⑨日中一時支援事業	市が自主的に取り組む事業として、障がいのある方の家族の就労支援や休息などを目的に、障がいのある方の日中における活動の場を確保します。過去3年間の給付実績、近年の利用の伸びなどを勘案して推計します。

【実績及び必要見込量】

	第4期計画（実績）			第5期計画（見込量）			単 位
	2015年度 (H27年度)	2016年度 (H28年度)	2017年度 (H29年度)	2018年度 (H30年度)	2019年度 (H31年度)	2020年度	
①理解促進研 修・啓発事業	有	有	有	有	有	有	実施の有 無
②自発的活動支 援事業	有	有	有	有	有	有	実施の有 無
③相談支援事業	有	有	有	有	有	有	基幹相談 支援セン ター
	有	有	有	有	有	有	基幹相談 支援機能 強化事業
	有	有	有	有	有	有	住居入所 等支援事 業
④成年後見制度 利用支援事業	0	0	1	1	1	1	人/年
⑤意思疎通支援 事業							
手話通訳等実利 用者	11	9	9	9	9	9	人/年
手話通訳等及び 協力員数	6	6	6	6	6	6	人/年
⑥日常生活用具 給付等事業							
介護訓練支援 用具	0	0	5	2	2	2	件/年
自立生活支援 用具	13	10	11	10	10	10	件/年
在宅療養等支 援用具	4	2	4	2	2	2	件/年
情報・意志疎通 支援用具	8	7	8	8	8	8	件/年
排泄管理支援 用具	844	814	830	830	830	830	件/年
住宅改修費	3	3	3	3	3	3	件/年
⑦移動支援事業	11	15	14	15	18	21	人/年

⑧地域活動支援センター事業	1	1	0	0	0	0	か所
⑨日中一時支援事業	7	6	5	6	6	6	人/年

※ 2017年度（H29年度）実績については、10月末までの数値を参考に見込んだ数値。

2 地域生活支援事業の方策

地域生活支援事業により障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市内外の社会資源を有効に活用して効果的な実施を図ります。

また、課題に対応する事業や体制について随時検討してまいります。

第7章 計画の推進

1 基本的事項

障がいについての理解と関心を高めていくとともに、行政はもとより、地域、学校、団体、企業等がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

2 障害福祉サービス等の情報提供

サービス内容、利用手続等について情報提供を行うよう努め、計画の周知を図ります。

3 達成状況の点検・評価

本計画の達成状況を伊達市地域自立支援協議会において、毎年度点検・評価し、市のホームページ等で公開します。